



NOMURA
Residential Fund

平成 24 年 6 月 14 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
野村不動産レジデンシャル投資法人
代表者名 執行役員 広畑 義徳
(コード番号：3240)

資産運用会社名
野村不動産投資顧問株式会社
代表者名 代表取締役社長 福井 保明
問合せ先 NRF 投資責任者 棗 正臣
03-3365-7729 nrf3240@nomura-re.co.jp

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、本日付の役員会において、下記の規約変更案及び役員選任案を、平成 24 年 7 月 31 日に開催予定の本投資法人の第 4 回投資主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、下記事項は当該投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 規約変更の主な内容及び理由について

① 第 6 条第 2 項関係

「租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）」に規定される投資法人に係る課税の特例を受けるための要件のうち、投資口に係る募集が主として国内で行われることに関する要件を定める「租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）」が改正されたことに伴い、規約と当該法令との字句の統一を図るため、所要の変更を行うものです。

② 第 29 条第 3 項(5)関係

「投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）」及び「金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）」の定めにより信託の受益権が有価証券に含まれることに伴い、規約第 29 条第 3 項(5)に定める信託の受益権を規約第 29 条第 2 項(1)⑩に定める有価証券に含めることとし、規約を簡素化してわかりやすく整備するものです。

③ その他、上記の変更に伴う条数の整備を行うものです。

(規約変更案の詳細につきましては、添付の「第 4 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

2. 役員選任について

執行役員広畑義徳、監督役員吉田修平及び監督役員相川榮徳は、平成 24 年 8 月 3 日をもって任期満了となるため、執行役員 1 名（棗正臣）及び監督役員 2 名（相川榮徳、横瀬元治）を選任するものです。

また、執行役員又は監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員 1 名（濱田信幸）、補欠監督役員 1 名（一條實昭）を選任するものです。

（役員選任案の詳細につきましては、添付の「第 4 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

3. 投資主総会日等の日程

平成 24 年 6 月 14 日 第 4 回投資主総会提出議案にかかる役員会決議
平成 24 年 7 月 11 日 第 4 回投資主総会招集ご通知発送（予定）
平成 24 年 7 月 31 日 第 4 回投資主総会開催（予定）

以 上

【添付資料】

- ・ 第 4 回投資主総会招集ご通知

- * 本資料の配布先 : 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- * 本投資法人のホームページ URL : <http://www.nre-rf.co.jp/>

平成24年 7 月 11 日

投資主各位

東京都新宿区西新宿八丁目 5 番 1 号
野村不動産レジデンシャル投資法人
執行役員 広 畑 義 徳

第 4 回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第 4 回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成24年 7 月 30 日（月曜日）午後 5 時までには到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第 93 条第 1 項に基づき、規約第 14 条第 1 項及び第 2 項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人規約抜粋）

規約第 14 条第 1 項及び第 2 項

（みなし賛成）

第 14 条

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成したものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時：平成24年 7 月 31 日（火曜日）午後 1 時 00 分
2. 場 所：東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号
株式会社東京証券取引所 2 階 東証ホール
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項：

決 議 事 項

- 第 1 号議案：規約一部変更の件
- 第 2 号議案：執行役員 1 名選任の件
- 第 3 号議案：補欠執行役員 1 名選任の件
- 第 4 号議案：監督役員 2 名選任の件
- 第 5 号議案：補欠監督役員 1 名選任の件

以 上

(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である野村不動産投資顧問株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

(ご案内)

- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.nre-rf.co.jp/>) に掲載いたします。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書用紙と共に会場受付にご提出くださいますようお願いいたします。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 議案の要領及び変更の理由

①第6条第2項関係

「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」に規定される投資法人に係る課税の特例を受けるための要件のうち、投資口に係る募集が主として国内で行われることに關する要件を定める「租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）」が改正されたことに伴い、規約と当該法令との字句の統一を図るため、所要の変更を行うものです。

②第29条第3項(5)関係

「投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）」及び「金融商品取引法（昭和23年法律第25号）」の定めにより信託の受益権が有価証券に含まれることに伴い、規約第29条第3項(5)に定める信託の受益権を規約第29条第2項(1)⑪に定める有価証券に含めることとし、規約を簡素化してわかりやすく整備するものです。

③その他、上記の変更に伴う条数の整備を行うものです。

2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 規 約	変 更 案
第6条（発行可能投資口総口数） 2. 本投資法人が<u>発行する</u>投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。	第6条（発行可能投資口総口数） 2. 本投資法人の<u>投資口</u>の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。
第29条（資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲） 3. (5) <u>信託財産として上記(1)乃至(4)を信託する信託の受益権</u> (6) <u>その他不動産関連資産等への投資に付随して取得が必要又は有用となるその他の権利</u>	第29条（資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲） 3. (削 除) (5) <u>その他不動産関連資産等への投資に付随して取得が必要又は有用となるその他の権利</u>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員広畑義徳は、平成24年8月3日をもって任期満了となります。つきましては、執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、任期は、平成24年8月4日から2年間となります。

執行役員候補者は次のとおりです。

また、執行役員選任に関する本議案は、監督役員全員の同意によって提出されるものです。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴	所有する本投資法人の投資口の口数
なつめ まさとみ 稔 正 臣 (昭和38年10月7日生)	昭和61年4月 野村不動産株式会社入社 平成8年12月 同社 ビルディング営業部 平成13年4月 同社 ビル事業部 プロパティ マネジメント事業課 平成15年1月 同社 資産運用事業部 平成15年4月 野村不動産投信株式会社(注2) 出向 平成17年10月 同社 取締役 平成18年4月 同社 取締役レジデンス運用本 部長 平成23年10月 野村不動産投資顧問株式会社(注2) NRF投資責任者(現職)	0口

(注1) 上記執行役員候補者は、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である野村不動産投資顧問株式会社のNRF投資責任者です。なお、「NRF」とは本投資法人を指す略称です。

上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の補欠執行役員です。

(注2) 野村不動産投信株式会社は、平成23年10月1日付で野村不動産投信株式会社を存続会社として、野村不動産インベストメント・マネジメント株式会社及び野村不動産投資顧問株式会社と合併し、商号を野村不動産投資顧問株式会社に変更しました。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

第3回投資主総会にて選任された補欠執行役員である棗正臣に関する補欠の執行役員の選任に係る決議の効力は、本投資主総会の開始の時までとされています。つきましては、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

また、補欠執行役員選任に関する本議案は、監督役員全員の同意によって提出されるものです。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴	所有する本投資法人の投資口の口数
はま だ のぶ ゆき 濱 田 信 幸 (昭和28年9月26日生)	昭和47年4月 野村不動産株式会社入社 平成11年10月 同社 経理部長 平成14年6月 株式会社メガロス 取締役 経理部長 平成18年4月 野村不動産投信株式会社 (注2) 取締役 平成18年8月 本投資法人 執行役員 平成22年4月 野村不動産投信株式会社 (注2) 常務取締役 平成23年10月 野村不動産投資顧問株式会社 (注2) 取締役 監査部兼コンプライア ンス部担当 (現職)	0口

(注1) 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である野村不動産投資顧問株式会社の取締役です。

(注2) 野村不動産投信株式会社は、平成23年10月1日付で野村不動産投信株式会社を存続会社として、野村不動産インベストメント・マネジメント株式会社及び野村不動産投資顧問株式会社と合併し、商号を野村不動産投資顧問株式会社に変更しました。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員吉田修平及び相川榮徳の2名は、平成24年8月3日をもって任期満了となります。つきましては、監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、任期は、平成24年8月4日から2年間となります。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する本投資法人の投資口の口数
1	あい かわ えい とく 相川 榮徳 (昭和20年8月23日生)	昭和43年4月 小田急不動産株式会社入社 昭和49年3月 不動産鑑定士登録 平成13年8月 同社 退社 平成14年8月 株式会社フェア・アプレーザーズ設立 取締役 平成15年8月 同社 相談役 平成17年8月 野村不動産オフィスファンド投資法人 監督役員（現職） 平成18年11月 株式会社フェア・アプレーザーズ 取締役 平成20年8月 本投資法人 監督役員（現職） 平成22年11月 株式会社フェア・アプレーザーズ 相談役（現職）	0口
2	よこ せ もと はる 横瀬 元治 (昭和23年1月31日生)	昭和45年11月 プライスウォーターハウス 会計事務所入所 昭和47年1月 監査法人朝日会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社 昭和50年10月 公認会計士登録 平成7年8月 同社 代表社員 平成13年5月 同社 専務理事 平成18年6月 同社 退社 平成18年7月 朝日税理士法人 顧問（現職） 平成19年8月 野村不動産オフィスファンド投資法人 監督役員 平成21年6月 ヤマトホールディングス株式会社 監査役（現職）	0口

（注）上記監督役員候補者のうち相川榮徳は、野村不動産オフィスファンド投資法人の監督役員、株式会社フェア・アプレーザーズの相談役です。

上記監督役員候補者のうち横瀬元治は、朝日税理士法人の顧問、ヤマトホールディングス株式会社の監査役です。

上記各監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

上記監督役員候補者のうち相川榮徳は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

第3回投資主総会にて選任された補欠監督役員である一條實昭に関する補欠の監督役員の選任に係る決議の効力は、本投資主総会の開始の時までとされています。つきましては、監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略 歴	所有する本投資法人の投資口の口数
いち じょう さね あき 一 條 實 昭 (昭和20年8月6日生)	昭和48年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 昭和48年4月 アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所）入所 昭和55年2月 米国 Whitman & Ransom（現Winston & Strawn）法律事務所勤務 昭和55年11月 アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所）復帰 昭和57年1月 同法律事務所パートナー弁護士（現職） 平成14年4月 東京簡易裁判所民事調停委員（現職） 平成19年8月 野村不動産オフィスファンド投資法人 監督役員（現職）	0口

（注）上記補欠監督役員候補者は、野村不動産オフィスファンド投資法人の監督役員、アンダーソン・毛利・友常法律事務所のパートナー弁護士です。
 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
 上記補欠監督役員候補者は、現在、本投資法人の補欠監督役員です。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の規約第14条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案及び第5号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当していません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

【会 場】 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号
株式会社東京証券取引所 2 階 東証ホール

【電話】 03-3666-0141



【交通】

東京メトロ東西線	茅場町駅	(出口11)	徒歩5分
東京メトロ日比谷線	茅場町駅	(出口7)	徒歩7分
都営地下鉄浅草線	日本橋駅	(出口D2)	徒歩5分

【注意事項】

- 東京証券取引所へのご入場は西口よりお願い申し上げます。
- ご入場に当たっては、警備員に議決権行使書用紙をご提示ください。
- ご入場の際に、警備員による金属探知機の検査があります。
- 会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- 節電により会場内の温度設定が高めになることがありますので、投資主の皆様にはなるべく軽装にてお越しくくださいますようお願い申し上げます。